第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

世田谷区がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

世田谷区長　あて

申請者　住所

氏名

　世田谷区がけ地近接等危険住宅移転補助事業について、補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額（１，０００円未満切り捨て）

　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付申請額の算出方法等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 除却費 | | 補助対象経費の額（ア） | 円 |
| 補助対象経費の上限額（イ）（上限単価×延べ面積） | 円 |
| 申請額（ウ：上記ア、イのいずれか小さい額） | 円 |
| 引越費用等 | | 補助対象経費の額（エ） | 円 |
| 補助対象経費の上限額（オ） | ９７５，０００円 |
| 申請額（カ：上記エ、オのいずれか小さい額） | 円 |
| 建物助成費 | 建物 | 補助対象経費の額（キ） | 円 |
| 補助対象経費の上限額（ク） | ３，２５０,０００円 |
| 申請額（ケ：上記キ、クのいずれか小さい額） | 円 |
| 土地 | 補助対象経費の額（コ） | 円 |
| 補助対象経費の上限額（サ） | ９６０，０００円 |
| 申請額（シ：上記コ、サのいずれか小さい額） | 円 |
| 建物助成費の申請額の計（ス＝ケ＋シ） | | 円 |
| 交付申請額（セ＝ウ＋カ＋ス） | | | 円 |

※補助対象経費から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除して申請してください。

※補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき、区は補助金の交付決定をせず、又は取消します。

３　事業予定期間

　　　　　　　年　　月　　日（着手）から　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

（１）　危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（申請日から３月以内に交付されたものに限る。）

（２）　危険住宅の所有者について、本区区税の滞納がないことを証する書類（申請日から３月以内に交付されたものに限る。）

（３）　危険住宅の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることがわかる図を含む。）、平面図、及び外観写真

（４）危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）

（５）危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

（６）資金計画書（第２号様式）

（７）移転住宅の除却費等の見積書

（８）移転先住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）に要する経費の見積書

（９）融資を受ける金融機関が作成した移転先住宅、土地及び敷地造成の費目ごとの借入金利子相当額の計算表

（10）その他区長が必要と認める書類